

那覇市上下水道局庁舎における通話録音装置の運用に関する要綱

令和7年8月27日

上下水道部長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、業務の公正かつ適正な執行を確保し、職員に対する不当な圧力等の排除を目的として那覇市上下水道局庁舎に設置する通話録音装置の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通話録音装置 電話機での通話内容を録音する装置をいう。
- (2) 通話記録 通話録音装置により記録した音声、通話日時等をいう。

(管理責任者等)

第3条 通話録音装置の適正な運用を図るため、通話録音装置管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置くものとし、各課の長をもって充てる。

2 通話録音装置統括責任者(以下「統括責任者」という。)を置くものとし、総務課長をもって充てる。

(設置等の公表)

第4条 統括責任者は、市のホームページ等で通話録音装置を設置した理由及びその利用目的について公表しなければならない。

(個人情報保護)

第5条 管理責任者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下、「法」という。)を遵守し、通話録音装置の取扱いに関し、適切な措置を講じなければならない。

- 2 管理責任者は、通話記録の漏えい、滅失又は毀損の防止その他安全確認のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 管理責任者は、職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(通話記録の保存及び廃棄)

第6条 通話記録の保存期間は、記録された日から原則30日間とし、保存期間経過後は上書き又は削除等により消去するものとする。ただし、法令に定めがある場合その他管理責任者が必要と認めた場合は、この限りでない。

- 2 通話記録は、記録されたときの状態で保存し、加工してはならない。
- 3 通話記録は、複製してはならない。ただし、次条第1項ただし書に規定する場合、法第76条の規定による開示の請求があった場合及び管理責任者が第1条に規定する目的を達成するため特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(目的外の利用及び提供の禁止)

第7条 通話記録は、第1条に規定する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。ただし、法令に定めがある場合及びその他管理責任者が必要と認めた場合は、この限りでない。

2 管理責任者は、前項ただし書の規定により通話記録を利用し、又は提供しようとするときは、法及び那覇市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年那覇市条例第5号）の規定に基づく所定の手続きを行わなければならない。

(苦情の処理)

第8条 管理責任者は、通話録音装置の運用に関する苦情があったときは、迅速かつ適切に対応するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、通話録音装置の運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。